

神川町の令和6年度決算に係る健全化判断比率等について(公表資料)

令和7年10月

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定に基づき令和6年度決算に係る「健全化判断比率」と「資金不足比率」を下記のとおり公表します。

1 健全化判断比率 (単位 %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定比率	赤字額なし	赤字額なし	5.3	—
※早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
※財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

※早期健全化基準及び※財政再生基準以上の場合には、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2 資金不足比率 (単位 %)

	水道事業会計	下水道事業会計	観光事業特別会計
算定比率	不足額なし	不足額なし	不足額なし
※経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。

【用語説明・算出方法】

○「健全化判断比率」とは次の4つの指標です。

① 実質赤字比率

- ・一般会計等の実質的赤字額が、標準的収入に対してどのくらいの割合であるか。
- ・一般会計等の実質赤字額 ÷ 標準財政規模

② 連結実質赤字比率

- ・全会計の実質的赤字額が、標準的収入に対してどのくらいの割合であるか。
- ・連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模

③ 実質公債費比率

- ・一般会計等の実質的借入金返済額が、標準的収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合であるか。
- ・((地方債の元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)) ÷ (標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

④ 将来負担比率

- ・一般会計等が抱える実質的負債残額が、標準的収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合であるか。
- ・((将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)) ÷ (標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

注) 将来負担比率は、実質的な将来負債額が負の場合、該当なし(「—」で表示)となる。

○「資金不足比率」とは次の指標です。

- ・各公営企業会計の資金不足額が、事業規模に対してどのくらいの割合であるか。
- ・資金の不足額 ÷ 事業の規模